



K P M G N e w s l e t t e r

# KPMG Insight

Vol.

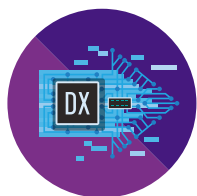
50

September  
2021



**Digital Transformation**

成長に向けた企業変革を後押しするDX投資促進税制



# Digital Transformation

## 成長に向けた企業変革を 後押しする DX投資促進税制

経済産業省 経済産業政策局 産業創造課

平松 淳 氏 / 課長補佐

KPMG税理士法人

小出 一成 / パートナー

**2** 2021年1月通常国会の施政方針演説で、菅総理は「グリーン」と「デジタル」が次の成長の原動力であると言及しました。こうした背景も踏まえ、2021年6月に企業の変革を後押しする産業競争力強化法の改正法案が成立し、日本企業のデジタル化を後押しするデジタルトランスフォーメーション投資促進税制が創設されました。

コロナ禍において、DXの重要性はより高まっています。KPMG税理士法人では、2021年度税制改正を担当された経済産業省税制改正担当者をお招きしてウェビナーを開催し、日本企業にDXによる企業変革を促進することを目的としたDX投資促進税制について、経済産業省経済産業政策局産業創造課課長補佐の平松淳氏より、わかりやすく、かつ熱意ある解説をいただきました。本稿は、KPMG税理士法人の小出一成が、その内容を要約してご紹介させていただきます。なお、本文中の意見に関する部分については、平松氏の私見であることをあらかじめお断りいたします。



平松 淳 氏  
Jun Hiramatsu



小出 一成  
Kazushige Koide

### POINT 1

デジタル化の潮流に乗り切れない日本

世界中でDXの機運が高まっている。日本企業もそれを認識しているが、多くのデジタル投資がレガシーの維持に使われ、DXによる企業変革にいたっていない。

### POINT 2

政府はDXの推進に本腰を入れている

企業は、単なる作業の自動化ではなく、デジタル技術を用いた全社レベルでの変革により、生産性向上や新規需要の創出などに取り組みなければならない。DX投資促進税制は、その後押しをするものとして創設された。

### POINT 4

申請には行動と数値目標が求められる

DX投資促進税制の申請には、データ連携、クラウド技術の活用、DX認定の取得などが必要となる。また、デジタル技術を用いた企業変革による生産性向上等について具体的な数値目標を立てる必要がある。

### POINT 4

DX投資促進税制を企業変革のきっかけに

DX投資促進税制の適用期限は2022年度末。既にデジタル投資を検討しているのであれば、今すぐにも行動を開始すべきである。政府は、この機を逃さず、企業変革を伴うDXを成し遂げてほしいと考えている。

## 真のデジタル化に積極的に動き出せない日本企業

### 1. デジタル化が進まない日本企業の現状

第4次産業革命が起き、破壊的イノベーションが生まれる中、日本企業が成長していくためにはDXが非常に重要となります。このことはコロナ禍以前から言われてきましたが、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という）の影響により、デジタル化が加速したことで、その重要性は一層増しています。

コロナ禍を踏まえたDXの重要性について、国連工業開発機関は「コロナ禍によるディスラプションはDXといった変化を受容する機運を広く世界中で醸成しました。直近数ヶ月の間に、世界は、直近10年間よりもはるかに大きなDXの波を経験しています。コロナ禍がDXの予想外な加速要因となり、第4次産業革命に向けた構造変化を早急に進めることが求められています」とコメントしています。

世界中がDXを加速化させるなか、日本企業のデジタル化は十分に進んでいるとは言えません。あるコンサルティングファームが約300名の経営幹部に実施したインダストリー4.0に関する調査による

と、「企業の成長にとってデジタル化は非常に重要である」との認識は、米国や欧州で91%、日本では80%といずれも非常に高い水準です。しかし、「デジタル推進の準備ができていないか」という質問に対して、イーストと答えたのが米国では83%であるのに対して、日本は34%にとどまっています。この結果からも、日本企業はDXの準備がまだ整っていないことがわかります。

日本のIT投資はここ20年ほどまったく伸びていません。米国では2000年代以降IT投資が大きく伸びましたが、日本は逆に減っているとのリサーチもあります。

このようにデジタル投資の重要性を認識しながら投資が進まない原因の1つが、デジタル投資の成功確率の低さと考えられます。ある調査によると、企業変革まで伴うデジタル投資が成功するケースは、わずか16%となっています。

### 2. デジタル投資の約8割がレガシーの維持に使われている

デジタル投資ができていたとしても、課題はあります。それは、現状のデジタル投資の大半が既存システムの維持・更新に使われていることです。DXを促進するような新しい取組みのための前向きなデジタル投資が、日本企業にはレガシーシステムの存在により、なかなか進まない状況にあり

ます。

その原因の1つに、日本企業の自前主義があります。日本のソフトウェア開発の約9割が受託開発とも言われていますが、ITベンダーはユーザーの要望に忠実に、ソフトウェアをオーダーメイドで作り込んでいます。過去のデジタル投資が、現在の状況を招いているというわけです。一方、米国はパッケージをそのまま使うことが多いことから集約化が進み、インターネットの発展とともにクラウドへと進化させることができました。この差が、現在の日米のデジタル投資の差につながっています。

### 3. 企業変革にいたるデジタル投資は少ない

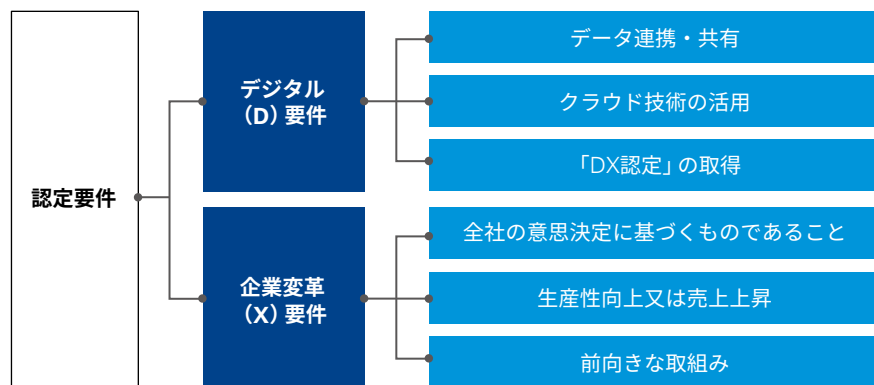
前向きな投資が、企業変革まで伴わないデジタル化に注ぎ込まれていることも課題です。RPAなどのツールを使った作業の自動化など、既存の業務の単純なデジタルへの置き換え・改善にとどまり、デジタル技術を活用した新しい商品・サービスの開発やオペレーションの変革といった企業革新にいたるデジタル化は多くありません。JUASの「企業IT動向調査報告書2020」によると、企業革新にいたるデジタル化は商品・サービスで19.3%、事業プロセスではわずか6.1%です。デジタル化の取組み全体のうち約半分は、企業変革を伴わないものになっている状況です。

経済産業省では、DXを「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義していますが、この定義から言えば、DXに至っている日本の企業は多いとは言えないでしょう。

それでは、なぜ、日本企業のデジタル化への取組みは企業変革にいたらないのでしょうか。デジタル戦略と経営戦略が一体になっていないところに課題があると考

図表1 税制措置の認定要件

□ 産業競争力強化法に新たな計画認定制度(事業適応計画)を創設。本社レベルのDXに向けた計画につき、**デジタル(D)要件と企業変革要件(X)**を満たし、**事業所管大臣の認定**を受けることが必要



えています。デジタル戦略と企業戦略の関係性が強い企業と弱い企業を比較した調査結果によると、関係性が強い企業が事業創出やビジネス面の変革に伴うデジタル投資を積極的に行っているのに対して、関係性の弱い企業は経営資源を安定的なシステム稼働によりデジタル投資を向けているというリサーチもあります。これらのことから、日本企業のデジタル投資には次のような背景・課題があるということになります。

- 日本ではデジタル投資そのものが少ない
- デジタル投資があっても、その多くが既存の維持・更新に使われ前向きな投資が少ない
- 前向きなデジタル投資されていても、必ずしも企業変革を伴うような大きな投資になっていない

これらの課題を政策的に解決するには、日本企業に積極的かつ前向きなデジタル投資を実行してもらう必要があります。それも、単なる自動化への置き換え・改善のためのデジタル投資ではなく、デジタル戦略を全社レベルに位置付け、企業変革になるような新たな取組みの一部としてデジタル投資をしてもらう必要があります。こうした取組みを後押しするため、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制(以下、「DX投資促進税制」という)を創設しました。

## II デジタル投資のきっかけとなるDX投資促進税制

DX投資促進税制は、ソフト・ハード両方のデジタル関連投資に対して最大5%の税額控除または30%の特別償却を措置するものです。対象となるデジタル関連投資は「ソフトウェア」「繰延資産」「器具備品」「機械装置」です。2022年度末(令和4年度末)までに投資を実行し、「事業の用に供する」ものが税制措置の対象となります。投資

金額の上限は300億円で、300億円を上回る場合は300億円までが対象となります。

また、投資金額の下限を売上高に応じて設定しています。これは、企業変革には一定規模の経営資源の投入が必要であり、必要な金額は企業の規模によって異なるという考えから、今回は「国内の売上高比0.1%以上」という形で設定しています。

このDX投資促進税制が従来の投資促進税制とは異なる点として、対象に繰延資産が入っていることが挙げられます。DX投資促進税制における繰延資産とは、クラウドシステムへの移行にかかる初期費用のことです。自前主義から脱却し、クラウドのような汎用的なシステムの利用を後押しするためのインセンティブとして対象としました。

計画の認定に必要な期間は、事前相談に1-2カ月程度、申請から1カ月程度を見込んでいます。税制の適用期限は、2022年度末(令和4年度末)までとなっていますので、申請を考えている企業におかれては早めに所管する省庁に事前相談、申請してもらいたいと思います。

## III DX投資促進税制の要件は、デジタルと企業変革の2つ

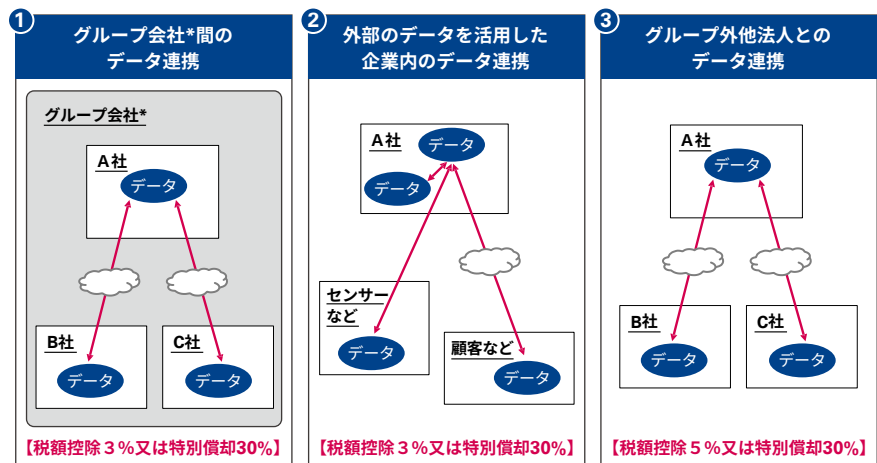
DX投資促進税制を活用するには、事前にDXの取組みに係る計画を作り、国(事業所管大臣)からの認定を受ける必要があります。この認定を受けた計画に基づき実行した投資が、税制の対象になります。

必要となる認定は、本年成立した改正産業競争力強化法に創設された「事業適応計画」という計画認定制度に基づくものです。申請から認定までは、企業が要件を満たす全社レベルのDXに向けた計画(以下、「DX計画」という)を作成し、事業を所管する省庁に申請し、所管省庁が審査のうえ、所管大臣により認可、という流れとなっています。所管省庁とは、たとえば製造業であれば経済産業省、金融業であれば金融庁のことです。

認定を受ける要件には、大きくデジタル(D)要件と企業変革(X)要件の2つがあります(図表1参照)。このDX要件を満たした計画が認定を受け、税務申告の際に証明書を添付することで、DX投資促進税制が適用されます。

図表2 認定要件の詳細: データ連携・共有

- **他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携**することを「データ連携・共有」要件として課す
- 「**グループ外他法人とのデータ連携**」した場合(③)は、**税額控除5%の措置**



\*: グループ会社とは、会社法上の①親会社、②子会社、③当該親会社の自社以外の子会社(=兄弟会社)のいずれかをいう。

### (1) データ連携

デジタル要件の1つ目は、データ連携です。データを企業の外部と連携することが事業の競争力の源泉になることから要件としています。また、個々の企業によるこうした外部とのデータ連携の取組みは、結果として社会全体でデータがつながることも資します。

データ連携として、具体的には次の3つの類型を指します(図表2参照)。ここでいうグループ会社とは、会社法上の親会社、子会社、兄弟会社のことです。

- |                                    |
|------------------------------------|
| ① グループ会社間のデータ連携：税額控除3%または特別償却30%   |
| ② 外部データの新たな取得・活用：税額控除3%または特別償却30%  |
| ③ グループ外他法人とのデータ連携：税額控除5%または特別償却30% |

①は、グループ内の会社間でデータを連携する取組みです。

②は、たとえばセンサーなどでアナログ情報をデジタル化して、その情報を基に工場のオペレーションを改革する、顧客の行動情報を分析してサービスを開発する、あるいはサービスをレコメンデーションするなど、従来、アナログだったものをデジタル化してデータを活用するという取組みを想定しています。

③は、グループ外の他の法人とデータのやりとりをする取組みです。③のようにグループ外とのデータ連携はより社会としてのデータ連携が進むことになることから、税率控除を5%措置することとしています。

### (2) クラウド技術の活用

デジタル要件の2つ目は、クラウド技術の活用です。クラウド技術の活用により社会のデータ連携を推し進めることを想定して要件としています。

インターネット等を介してオープンにデータの処理・保管等を行うことができる技術を「クラウド技術」としています。具体的には、パッケージで提供されているい

ゆるクラウドサービスのみならず、社外のクラウドを自社内のエッジコンピューティングで利用するケース、自社内のオンプレミスでプライベートにクラウドを使うケースも対象となります。

一方、オンプレミスのデータサーバーによりエッジコンピューティングを提供するといった自社内に閉じた使い方は、ここでクラウド技術には該当しないため、対象外となります。

### (3) 「DX認定」の取得

デジタル要件の3つ目は、経済産業省が昨年開始した「DX認定」を事前に取得しておくというものです。「DX認定」とは、2020年5月に施行された「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく認定制度のことで、企業のDXへの取組みを後押しするものです。経済産業省では、DX認定を「DX-Ready以前」「DX-Ready」「DX-Emerging」「DX-Excellent」の4段階に分類しており、DX-Readyの状態にある企業をDX認定事業者として認定します。

DX-Readyの状態とは、企業が全社レベルでDXに取り組む準備が整っているということです。具体的には、以下のDX認定

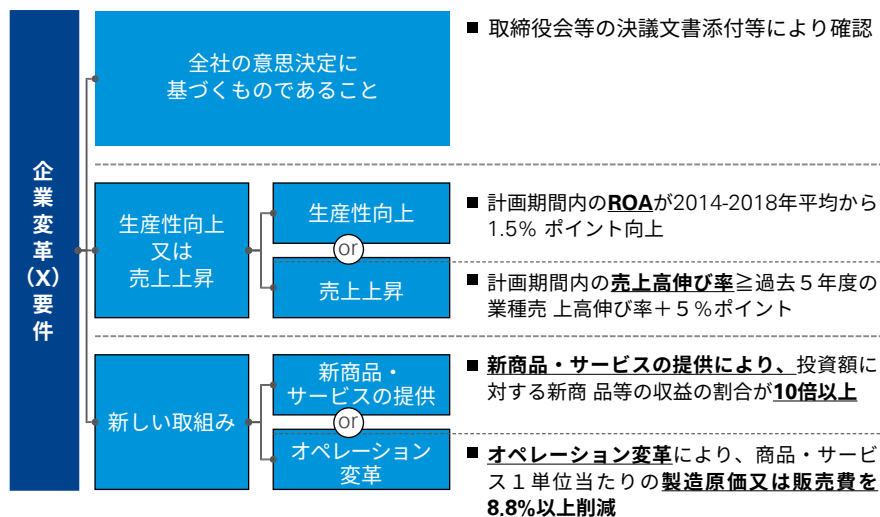
項目を満たした状態のことを指します。

- |   |
|---|
| (1) 企業経営の方向性および情報処理技術の活用の方向性の決定                         |
| (2) 企業経営および情報処理技術の活用の具体的な方策(戦略)の決定                      |
| (2) ①戦略を効果的に進めるための体制の提示                                 |
| (2) ②最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的な方策の提示                    |
| (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定                                     |
| (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信                 |
| (5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握 |
| (6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定および実施                         |

認定項目には、サイバーセキュリティの確保やレガシー回避なども含まれています。DX認定の取得は、これらの取組みが実行できることを担保するものとして要件の1つとしています。

図表3 認定要件の詳細:企業変革要件

□ レガシー回避・サイバーセキュリティ等を確保する観点から、**情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得を要件とする**



## 4. 企業変革要件

次に、企業変革の要件について説明します。これは、デジタル技術を使ってどのような企業変革をするかを確認するものです。要件には、大きく「全社の意思決定に基づくものであること」「生産性向上または売上上昇」「新しい取組み」の3つがあります(図表3参照)。

### (1) 全社の意思決定に基づくものであること

この要件は、デジタル戦略を全社の経営戦略のなかに位置付けるために設定したものです。

税制利用に当たっては、申請するDX計画において、2021年3月31日以降に対象となる投資の意思決定をしたことを証明する必要があります。これは、今回の税制を措置する租税特別措置法の改正法が公布された日が、2021年3月31日だからです。全社の意思決定に基づくことを証明する方法には、たとえば取締役会の決議文書の提出などがあります。

### (2) 生産性向上または売上上昇

企業変革を図る指標として「生産性向上」または「売上上昇」の2つを設定しています。生産性向上を選択した場合は、計画最終年度のROAを2014年～2018年度の平均から1.5%ポイントの向上、売上上昇の場合は、過去5年度の同業種売上高伸び率より5%ポイント高いことが求められます。また、計画期間は最長5年を想定しています。

### (3) 新しい取組み

これは、前向きな取組みをデジタル技術によって実現するというので、これも2つの選択肢があります。1つは、新しい商品・サービスの提供によってトップラインを伸ばす取組みにより、投資額の10倍以上の収益を見込む計画。もう1つはオペレーションの変革によりコストを下げる計画です。この場合、生産工程のデジタル

化や販売の自動化などで製造原価や販売費を8.8%以上削減することが要件となります。

ここで留意いただきたいのは、要件の対象となる範囲です。DX計画は全社レベルでの作成が前提となっています。そのため、生産性向上の要件であるROAや売上上昇は全社レベルで確認・比較することになります。一方、「新しい取組み」は全社レベルではなく、取組ベースで見ます。つまり、デジタル技術を使ったある1つの商品やサービスの売上が投資額の10倍以上になった、または1つの取組みにおける製造原価が8.8%以上削減されたかを確認します。この、全社レベルか、それとも取組ベースかという点は、対象範囲が異なるので注意が必要です。

## IV

### 政府は、DXによって企業変革を成し遂げる日本企業を増やしたい

DXによって生産性向上や新規需要を創出した事例として、たとえば、ドイツの自動車メーカーは、現場で収集したデータを用いて仮想空間でシミュレーションするデジタルツインの手法を用いて生産ラインを柔軟に調整し、サプライチェーンの変革を実現しました。また、ある日系の大手小売企業では、ロボットやAIを活用した大型自動物流倉庫パッケージを導入し、次世代ネットスーパー事業を本格稼働させました。この大型自動物流倉庫パッケージの導入によって、品揃えの大幅増、配送ルート最適化による時間とコストの大幅短縮、24時間発送対応が可能となります。私たちがDX投資促進税制の導入によって想定しているのは、このような現場の変革や新規サービスの創出です。

改正産業競争力強化法は8月2日に施行しており、DX投資促進税制の利用の前提となる事業適応計画の申請も現在受け付けています。税制の概要資料、税制に関するQ&A、申請の手続・手順など詳細な資

料が経済産業省のホームページに掲載していますので、申請に当たってはこちらを確認いただければと思います。また、ウェブ申請も可能ですので、こちらもご活用ください。

繰り返しますが、税制の適用期限は、2022年度末(令和4年度末)までとなっていますので、申請を考えている企業においては、早めに所管する省庁に事前相談、申請してもらいたいと思います。

政策担当者としては、本税制を活用いただき、1社でも多くの企業がDXを実現することを願っています。

#### 関連情報

#### 税務コンテンツ

税務に関するさまざまなトピックから、最新の話題を取り上げ解説しています。

<http://home.kpmg/jp/tax-topics>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG 税理士法人  
小出一成

✉ [Info-tax@jp.kpmg.com](mailto:Info-tax@jp.kpmg.com)  
<https://home.kpmg/jp/ja/home/contacts/k/kazushige-koide.html>

## KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.